

政令第 号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「十六人」を「十七人」に改める。

第百十五条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 住宅局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

第百十六条第一号中「立案」の下に「に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百二十条第三号中「住宅生産課及び市街地建築課」を「他課」に改める。

第百二十五条第一号中「促進、」を「促進及び」に改め、「及び都市鉄道等による輸送に障害を生じた場合における駅の利用者の安全の確保」を削る。

附 則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

理由

国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房に置かれる参事官を一人追加する等の必要があるからである。